

【参考資料】 北海道高齢者居住安定確保計画の見直しについて

1 背景と目的

住まいは生活の基盤であり、高齢者が安心して暮らしていくためには、加齢等に伴う心身の状況の変化に対応した住まいの確保や必要なサービスの提供を受けることが不可欠になります。

高齢者の居住に関する課題解決は、住宅政策と福祉政策にまたがるものであることから、住宅等の「ハード」とサービス等の「ソフト」を一体的にとらえて、緊密な連携のもとに取り組む必要があります。

道ではこれまで、住宅施策と福祉施策が連携して取組を進めるため、「高齢者の居住の安定の確保に関する法律」（平成13年法律第26号。以下「法」という。）に基づき、「北海道高齢者居住安定確保計画」を平成24年4月に定め、高齢者の居住に関する様々な施策に取り組んできました。

一方、本道においては、全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進行し、令和7（2025）年には、道民の3人に1人が65歳以上の高齢者となり、なかでも、高齢単身世帯や介護等を必要とする高齢者が、一層増加していくことが見込まれています。

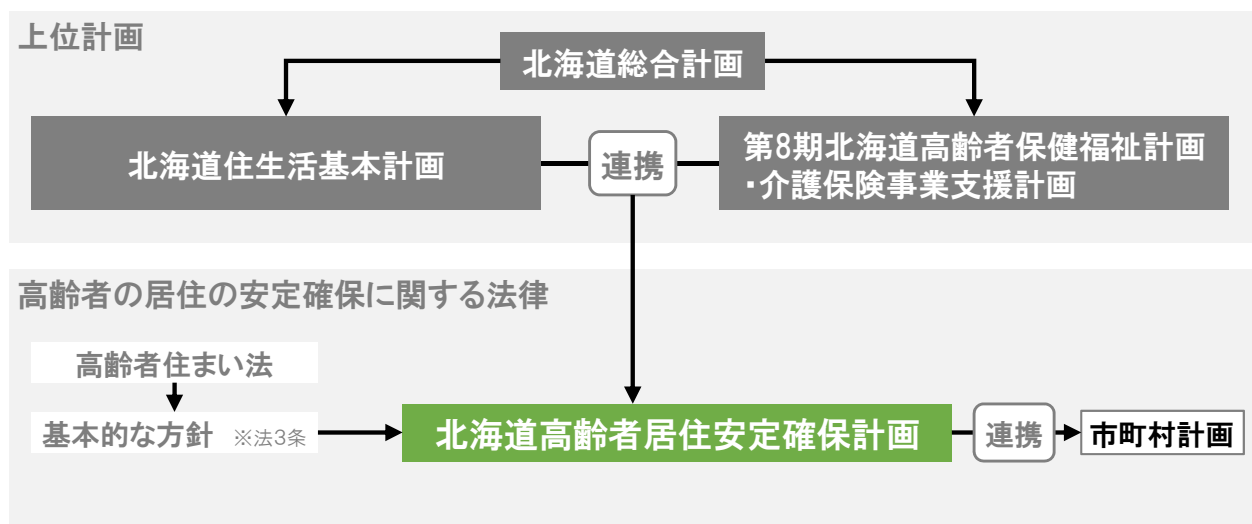
さらに、過疎地域の増加に伴う地域コミュニティの衰退や高齢者の孤立化等が課題となっており、「地域包括ケアシステム」の推進や、地域コミュニティの活性化に向けた取組がより一層求められています。

本計画は、住宅施策と福祉施策の一体的な取組を総合的かつ計画的に推進することにより、高齢者の居住の安定確保を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会を実現することを目的に策定します。

2 位置づけ

本計画は、法第4条に基づく計画であり、「北海道住生活基本計画」で定める高齢者のための住宅施策と、「第8期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」で定める介護サービス提供基盤の整備等の福祉施策について、それぞれの計画と整合を図りつつ、高齢者の居住の安定確保に関わる住宅部局と福祉部局が連携しながら総合的に施策を推進するための計画として位置づけ、市町村や民間（医療・福祉サービス事業者、建設・不動産関連事業者等）主体との共働によりこの計画を推進していきます。

なお、平成28年度の第6次地方分権一括法により、市町村においても「市町村高齢者居住安定確保計画」の策定が可能となっています。



3 根拠法令概要 ～住生活基本法について～

目的 (法1条)	この法律は、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅等の登録制度を設けるとともに、良好な居住環境を備えた高齢者向けの賃貸住宅の供給を促進するための措置を講じ、併せて高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅について終身建物賃貸借制度を設ける等の措置を講ずることにより、高齢者の居住の安定の確保を図り、もってその福祉の増進に寄与することを目的とする。
責務等 (法2条)	国及び地方公共団体は、高齢者の居住の安定の確保を図るため、必要な施策を講ずるよう努めなければならない。
基本方針 (法3条)	国土交通大臣及び厚生労働大臣は、基本的な方針を定めなければならない。
都道府県計画 (法4項)	都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内における高齢者の居住の安定の確保に関する計画(都道府県高齢者居住安定確保計画)を定めることができる。
定めるもの (法4条第2項)	<p>(1) 高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の目標</p> <p>(2) 次に掲げる事項であって、前号の目標を達成するために必要なもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する事項 ・高齢者が入居する賃貸住宅の管理の適正化に関する事項 ・高齢者に適した良好な居住環境を有する住宅の整備の促進に関する事項 ・高齢者居宅生活支援事業の用に供する施設の整備の促進に関する事項 ・その他、高齢者居宅生活支援体制の確保に関する事項 <p>(3) 計画期間</p>

4 見直しスケジュール概要

